

## 令和元年度決算検査報告概要（日本中央競馬会に関する部分）

### ・事業外用地の有効利用及び処分について（日本中央競馬会理事長宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

日本中央競馬会は、令和元年12月、2年3月及び6月に各事業所に対して通知を発するなどして、2事業年度の土地の利用状況に関する調査から様式等の変更を行って、舎宅用地、寮用地等の直接事業運営の用に供していない土地(事業外用地)のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、毎事業年度末に利用方針又は売却等の処分方針を策定し、当該利用方針等に沿って利用計画を策定したり、売却等に必要の手続を実施したりする体制を整備して、未利用地の利用又は処分を図る処置を講じていた。